

令和3年4月5日（令和3(2021)年度第1号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 令和3年度における私立保育所の運営に要する費用について（内閣府）
- 【改正通知】特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- 重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等の推進について（通知）（厚生労働省）
- 全国社会福祉協議会 人事異動のお知らせ（児童福祉部関係抜粋）

◆ 令和3年度における私立保育所の運営に要する費用について(内閣府)

令和3年3月31日、内閣府・厚生労働省は都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局長に、「令和3年度における私立保育所の運営に要する費用について」を發出しました。

本通知は、市町村からの委託費として運営に要する費用が保育所に支給されることとされており、その性格上、一定の用途範囲が定められているため、その適切な運用のため、令和3年度における公定価格の基本分単価等の内訳を示すものです。

なお、今年度より改定され、全国を8つに分けた地域区分別の予算積算上の人件費額が示されています。

(全国保育士会事務局抜粋)

令和3年度における私立保育所の運営に要する費用について

- | | | | |
|---------|--------|---------|--|
| 1 事業費関係 | | | |
| 一般生活費 | | | |
| ・3歳未満児 | 児童1人月額 | 10,527円 | |
| ・3歳以上児 | 〃 | 1,818円 | |

2 管理費関係【略】

3 人件費関係

令和3年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額
(表一部抜粋)

職種	格付	本俸基準額	特殊業務手当基準額
所長	(福) 2-33	257,900 円	—
主任保育士	(福) 2-17	240,108 円	9,300 円
保育士	(福) 1-29	205,530 円	7,800 円
調理員等	(行二) 1-37	176,200 円	—

職種	人件費 (年額)				
	20/100 地域	16/100 地域	15/100 地域	12/100 地域	10/100 地域
所長	556 万円	537 万円	532 万円	518 万円	509 万円
主任保育士	522 万円	505 万円	500 万円	487 万円	479 万円
保育士	442 万円	427 万円	424 万円	413 万円	405 万円
調理員等	366 万円	354 万円	351 万円	342 万円	336 万円

職種	人件費 (年額)			
	6/100 地域	3/100 地域	その他地域	全国平均
所長	490 万円	476 万円	462 万円	494 万円
主任保育士	462 万円	449 万円	436 万円	465 万円
保育士	391 万円	380 万円	369 万円	394 万円
調理員等	324 万円	315 万円	306 万円	327 万円

通知の詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

◆【改正通知】特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について (内閣府・文部科学省・厚生労働省)

令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」では、①地域の特性に応じた支援、②魅力の向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用が支援のポイントとして示されています。このうち、③地域のあらゆる子育て資源の活用の関連

で、令和3年3月31日、内閣府・文部科学省・厚生労働省は都道府県知事に、【改正通知】「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」を発出しました。

主な改正内容は下記のとおりとなります。

(全国保育士会事務局整理)

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について 主な改正内容

- ・ 小規模保育事業 A 型・B 型について、利用定員 19 人以下の事業であるが定員を超えて 22 人までの受け入れを可能としているところ、「新子育て安心プラン（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）」を踏まえ、待機児童等の一定の要件を満たす場合に、定員を超えた受け入れについて 25 人まで可能とするよう改正。
- ・ その他、文言適正化のため若干の改正（従来の見解に変更を生じる改正はなし）。

詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

◆ 重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等の推進について(通知)(厚生労働省)

令和3年3月31日、厚生労働省は都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長に、「重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による『地域における公益的な取組』等の推進について」を発出しました。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業が創設され、令和3年4月1日から施行されます。

社会福祉法人においては、平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられており、地域共生社会の実現に向けて、今般の重層的支援体制整備事業において社会福祉法人に期待される役割等について周知したものです。

詳細は別添をご確認ください。

なお、社会福祉法人は計算書類や財産目録、現況報告書等を所轄庁へ提出する必要が

ありますが、現況報告書の提出にあたっては、「地域における公益的な取組」の記載を徹底していただきますようお願いいたします。

◆ 全国社会福祉協議会 人事異動のお知らせ (児童福祉部関係抜粋)

全国社会福祉協議会人事異動（令和3年4月1日）により、令和3年度の職員体制は下記のとおりです。引き続き、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

全国保育協議会・全国保育士会担当は、次のとおりです。

児童福祉部 部長	岩崎 香子		
副部長	平井 庸元		
【全国保育士会担当】		【全国保育協議会担当】	
参事	針谷 妙子	参事	辻本 和晃
部員	志村 宏祐	部員	梶西 美智
部員	安藤 伸也	部員	稲葉 文乃
部員	藤川 奈月	嘱託	下立 耕太郎

人事異動(児童福祉部関係を中心に抜粋)

(令和3年4月1日付)

新	氏名	旧
児童福祉部 副部長	藤 咲 宏 臣	総務部付 副部長
総務部 参事	安 藤 紀 彦	児童福祉部 参事 (全保協担当)
法人振興部 参事	小 林 孝 則	児童福祉部 参事 (全母協担当)
児童福祉部 部員 (全養協担当)	西 谷 祐 里 奈	出向(社会福祉法人慈愛会)
児童福祉部 部員 (保育士会担当)	安 藤 伸 也	出向(社会福祉法人天竜厚生会)
出向(都城市社会福祉協議会)	福 與 紗 菜	児童福祉部 部員 (保育士会担当)
児童福祉部 部員 (保育士会担当)	藤 川 奈 月	新規採用